

いじめ防止基本方針 令和5年度版

(目的)

第1 いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも起こりうること」であり、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。以下、「いじめは絶対に許されない」学校を構築するため、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」等に関する基本方針を定める。

(いじめの防止)

第2 いじめを未然に防ぐため、次にあげる事項に努める。

1 生徒一人ひとりの尊厳が守られ、いじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組む。

- (1) 日常的に生徒の様子を把握する。
- (2) 欠席日数や部活動の参加状況等を注視し、情報を共有する。
- (3) 「いじめの防止等の対策のための組織」(いじめ不登校虐待対策委員会)の機能性を高める。
(組織は、管理職・首席・生徒指導担当者・各学年担当者・養護教諭・スクールカウンセラー、(必要に応じてスクールソーシャルワーカー)により構成する)
- (4) いじめの防止等に関する年間計画を策定する。(別紙1)
- (5) 計画的に校内研修を行う。
- (6) 年間計画を策定・改訂する際、PTA・学校評議員に意見を求める。

2 いじめについての共通理解を図り、生徒がいじめに向かわない態度・能力を育成するとともに、いじめが生まれる背景を把握し、自己有用感や自己肯定感を育み、生徒自らがいじめについて学ぶ取組を進める。

- (1) 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育を充実する。
- (2) 読書活動や体験活動等を推進し、幅広い社会体験や生活体験の機会を設ける。
- (3) 言語活動を充実させ、児童・生徒のコミュニケーション能力を向上させる。
- (4) 生徒会活動を活性化させ、生徒自らが「いじめ撲滅」に取り組む姿勢を育む。
- (5) とともに学び、ともに育つ教育環境づくりを進める。
- (6) インターネット等で行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、生徒への情報モラル教育および保護者への啓発活動を進める。
- (7) 学校教育アンケートの結果をもとに、いじめ防止の取り組みに努める。
- (8) いじめ防止基本方針をホームページ掲載するだけでなく、入学説明会や学校便り等で周知する。

(早期発見)

第3 いじめを早期に発見するため、次にあげる事項に努める。

1 生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないよう積極的にいじめを認知するためのアンテナを高く保ち、早い段階から複数の教職員で的確に関わるとともに、暴力を伴わないいじめや、潜在化しやすいグループ内のいじめなどにも注意深く対応する。

- (1) 日常の生徒相互の人間関係を把握し、ささいな兆候も教職員間で共有する。
- (2) 学校生活アンケートを学期に1回実施する。
- (3) 週1回の教育相談日(毎週水曜日)を設け、生徒・保護者に広く周知する。また、吹田市教育センターの相談窓口、大阪府電話相談窓口等、各種の教育相談機関の周知を図り、教育相談体制の充実に努める。

(いじめに対する措置)

第4 いじめを発見・通報を受けた場合は、次にあげる事項に努める。

1 発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに学年所属教職員または、生徒指導部で対応するとともに、「いじめ不登校虐待対策委員会」に報告・相談する。また、被害生徒を守り、加害生徒の社会性の向上や人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- (1) いじめと疑われる行為を発見した場合は、その行為を制止し、相談や訴えがあった場合は、被害生徒
 - (2) および相談者の安全を確保しながら、事態の把握に努める。
 - (3) 保護者との連携を図る。
 - (4) 被害生徒に寄り添い、支える体制づくりを行い、必要に応じて加害生徒を別室指導や出席停止とする。
 - (5) 好ましい集団活動を取り戻すために、必要に応じて警察等関係諸機関の協力を得る。
 - (6) いじめを見ていた生徒に対しても、自身の問題としてとらえるよう指導する。
 - (7) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、市教育委員会および警察署と連携して適切な対処を求める。生徒に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。
- (7) 「組織的な対応の流れ」を策定し、早期解決に努める。(別紙2)
- (8) いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間(少なくとも3か月を目安)継続していること。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する。

2 重大事態が発生した場合は、調査チームを設け初動調査から実態の把握・分析等を一括して行うとともに、市教育委員会に報告し、事態の早期解決に努める。

- (1) いじめにより被害生徒に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより欠席を余儀なくされて
いる疑いがある場合等は、調査チームによる調査を行い、事態の早期解決に取り組む。
- (2) 調査チームは、被害・加害生徒からの聴き取りや質問紙によるアンケート調査等を速やかに
行い、
その調査結果を被害生徒およびその保護者に対して報告するとともに、改めて、要望や
意見を十分に
聴取する。
- (3) 必要に応じて、被害生徒およびその保護者の所見を添え、市教育委員会に報告する。

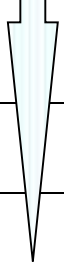
(その他)

第5 この基本方針は、取組の進行状況の確認や、課題解決に至っていないケースの検証等、学期ごとに検討を行い、生徒の実態に応じて計画を見直す。

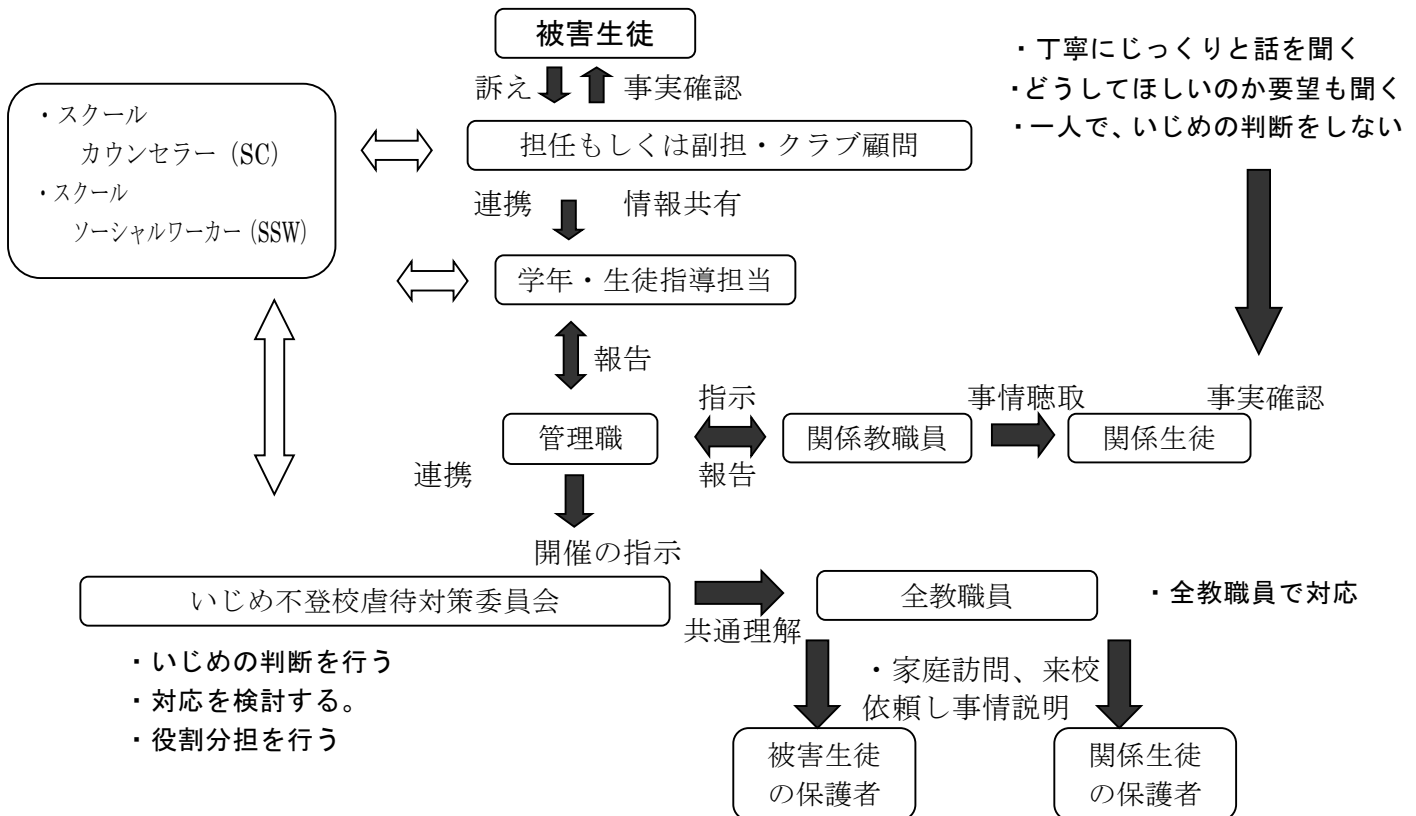
別紙 1 いじめ防止等に関する年間計画

	学校	生徒	保護者	地域・その他
4月	校内研修			
5月		いじめ防止週間 (生徒会)		
		学校生活アンケート	PTA 地区委員会	地域教育協議会 PTA・学校評議員
6月		学級懇談	PTA 地区委員会	学校一日公開
7月		三者懇談	PTA 地区委員会	地域教育協議会
	学期末集計、点検・検証			
8月	校内研修		PTA 地区委員会	
9月			PTA 地区委員会	地域教育協議会
10月		いじめ防止授業	PTA 地区委員会	学校一日公開
11月		学校教育自己診断		地域教育協議会 PTA・学校評議員
		学校生活アンケート	PTA 地区委員会	
12月	学期末集計、点検・検証		PTA 地区委員会	
		三者懇談		
1月	校内研修		PTA 地区委員会	地域教育協議会
		いじめ防止週間 (生徒会)		
2月		学校生活アンケート	PTA 地区委員会	
	学年末集計、点検・検証			
3月	校内研修			地域教育協議会 PTA・学校評議員
	年度末点検・検証		PTA 地区委員会	

いじめ防止対策委員会（定例）



別紙2 いじめ等に関する組織的な対応の流れ



【留意事項】 *大阪府教育委員会「いじめ対応マニュアル」(平成24年12月参照)

「いじめ対応プログラムI」(平成19年6月参照)

○いじめを訴えてきた生徒への対応

- ・子どもの心身の状態等に配慮し、子どもの立場に立って思いを十分に聞き取る。
- ・いつ、どこで、誰に、何をされたか、事実を整理しつつ丁寧に聞き取る。
- ・聞き取りをする場所も含め、話しやすい雰囲気づくりに配慮する。
- ・結論を誘導したりせず、本人の言葉が出るまでじっくり待ち、本人の要望を十分に聞く。
- ・担任一人で、いじめかどうか判断をせず、複数の教師で情報連携する。
- ・対応やケアを継続するとともに引き続き様子を見ていく。

○いじめたと訴えられた生徒への対応

- ・いじめたと決め付けて話を聞くことがないよう子どもの立場に立って聞き取る。
- ・事実関係の正確な把握や、学校から関係者への説明を適切に行うために、記録を取る。
- ・それぞれの児童から、個別に話を聞き、事実関係のつきあわせを行ないながら全体像をつかむ。
- ・目撃した児童・生徒がいた場合、その児童・生徒からも状況を聞く。
- ・スマートフォン等情報機器を使用したいじめの場合、その情報がどういう経路でどの程度広がっているのかを確認する。

○いじめの防止等の対策のための組織(仮称)

- ・事実関係から、いじめの事態について判断する。
- ・いじめの事実のあるなしに関わらず、訴えた児童を支援する対応策を考える。
- ・できる限り具体的な支援策や対応策を立て、担任一人に任せることなく、全教職員で対応できるような詳細な役割分担を行う。(誰が、いつ、どこで、何をするのか)
- ・保護者への説明方法、説明内容等も具体的に検討する。(複数対応、電話では済ませない。)
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー・弁護士等との連携や緊急・重篤な事案に対しては、「警察等関係諸機関との連携」、「保護者・地域への状況説明」、「報道機関等への情報提供」など市教委と連携し、相談・協議する。